

# 税の申告はお早めに 申告期限は **3/15** まで

市県民税・所得税の申告の受け付けが、2月16日(水)から始まります。平成22年度に市県民税の申告をした方には、市県民税申告書を2月7日(月)に

発送します。申告書の提出は郵送でも受け付けていますが、期限内に届くようにお願いします。

市役所へ

## 市県民税の申告

**申告会場**  
**市役所** 2階市民税課  
 2月16日(水)～3月15日(火)  
**行徳支所** 2階多目的ホール  
 2月16日(水)～3月15日(火)

2月20日・27日の日曜日は市役所・行徳支所において、市県民税申告書の収受、確定申告書用紙の配布、医療費や年金などの作成済みの確定申告の仮収受を実施します。

- 申告が必要な方**  
 次の要件に当てはまる方は、市県民税の申告が必要です。
- 平成23年1月1日現在、市川市に住んでいた方。または住んでいた方で、平成22年中に所得のあった方。
  - 平成23年1月1日現在、市川市に住んでいないが、市内に事務所や事業所または家屋敷を有する方。
  - 給与所得者の場合、通常申告する必要はありませんが、次に当てはまる方は申告が必要です。
    - 勤務先から市川市へ給与と支払報告書が提出されていない方。
    - 給与所得のほか、不動産などの給与所得以外の所得があった方。
    - 給与と所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の必要はありませんが市県民税の申告は必要です。
- ※扶養されている方、学生などで

- 申告をしなくてもよい方**  
 給与所得だけの方で、勤務先から給与と支払報告書が市川市へ提出されている方。
- 申告をするときに必要なもの**
- 印鑑
  - 平成22年中の所得を証明する書類(源泉徴収票や収入の明細帳簿類など)
  - 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの領収書または証明書、障害者控除を受けるための証明書または認定書

広報  
 ICHIKAWA PUBLIC INFORMATION  
**いちかわ**

1月15日  
 2011年(平成23年)  
 毎月第1～第4土曜日発行  
 No. **1411**

発行:市川市  
 編集:企画部広報広聴担当  
 〒272-8501  
 市川市八幡1-1-1  
 TEL 047-334-1111  
 FAX 047-336-2300  
 ホームページ  
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

今週号の紙面から  
**特集**  
**住民が共に助け合い支え合う第2期わかちあいプラン**  
 …………… 4・5面

- チーバくんサンクスフェスタ …… 2面(スポーツ・催し)
- 魚のさばき方教室 …… 2面(地域・講座)
- メタボリックシンドローム予防講座[基礎編] …… 7面(健康・講座)
- 第11回市川手児奈文学賞入賞作品決定 …… 8面(文化・お知らせ)

### ご利用ください 所得税の無料相談

税務署の早期申告相談	日程/会場
1月24日(月)・25日(火)・27日(木)・28日(金)	行徳文化ホールI&I
1月31日(月)～2月3日(木)	浦安市役所第3庁舎2階
〈時間〉午前9時30分～正午、午後1時～3時	

税理士会の所得税無料申告相談	日程/会場
2月14日(月)～17日(木)	浦安市文化会館
2月8日(火)～9日(水) 2月17日(木)～18日(金)	行徳文化ホールI&I
2月21日(月)～22日(火)	アイ・リンクルーム(市川駅行政サービスセンター内)
2月23日(水)～24日(木)	大野公民館
2月23日(水)	税理士会市川支部事務局※
〈時間〉午前9時30分～正午、午後1時～3時	
※税理士会市川支部事務局 南八幡3-3-16 アグレ本八幡202	

(注)①税務署の早期申告相談は、給与所得者と年金受給者の方の所得税の申告が対象です。  
 ②税理士会の無料申告相談は、小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者(給与収入1,000万円以下の方)の所得税の申告が対象です(退職所得、住宅借入金等特別控除の相談は行いません)。  
 ③いずれも譲渡所得、贈与税、相続税の相談は行いません。  
 ④源泉徴収票、計算用具、筆記具、印鑑などをご持参ください。  
 ⑤来場者多数の場合は、早めに受け付けを締め切ることがあります。  
 ⑥各会場とも車での来場はご遠慮ください。また、お問い合わせもご遠慮ください。

税務署の申告書臨時提出所	
2月16日(水)～3月15日(火)	アイ・リンクルーム(市川駅行政サービスセンター内)
〈時間〉午前9時～午後4時(土・日曜日を除く)	

(注)臨時提出所では、出来上がった申告書の受け付けのみを行い、申告用紙の配布及び申告相談は行っていません。

### 税務署からのお知らせ

申告書は自分で書いて提出はお早めに  
 平成22年分の申告書の相談・提出・納税は  
**【所得税】** 2月16日(水)～3月15日(火)  
**【贈与税】** 2月1日(火)～3月15日(火)  
**【個人事業者の消費税・地方消費税】** 1月4日(火)～3月31日(木)

**給与と所得の源泉徴収票などの法定調書の提出について**  
 「給与と所得の源泉徴収票」などの法定調書及び「平成22年分の給与と所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出期限は、1月31日(月)です。なお、法定調書について、e-Taxを利用するとオフィスなどから提出できます。また、法定調書合計表が送られた方で、本年度に提出する法定調書がない場合でも、法定調書合計表のみを、e-Taxで提出することが出来ます。

問 ☎335-4101 市川税務署 資料情報担当  
 ※自動音声で案内しています。問い合わせは、音声にしたがって「2」番(税務署)を選択してください。

### 国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告するとメリットがいっぱい

- 「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書を直接送信することができます。
- 1回に限り、最高5,000円の税額控除が受けられます。
- 源泉徴収票や医療費の領収書など第三者作成書類の添付書類が省略できます。
- 還付金が還付されるまでの期間が短縮されます。

※e-Taxの利用には公的個人認証の電子証明書(有効期間3年)が必要です。

e-Taxホームページのアドレスは  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

### 確定申告書の作成には、便利な国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で、所得税の確定申告書、青色決算書・収支内訳書、消費税の確定申告書、贈与税の申告書を作成でき、プリントアウトしてそのまま確定申告書として税務署に提出することができます。

国税庁ホームページのアドレスは  
<http://www.nta.go.jp>

問い合わせ 提出先	市県民税について		確定申告について
	<b>市役所市民税課</b> 〒272-8501 八幡1-1-1 ☎334-1111(代表) (2月20日(日)・27日(日)は☎334-1116)	<b>行徳支所税務課</b> 〒272-0192 末広1-1-31 ☎359-1115	<b>市川税務署</b> 〒272-8573 北方1-11-10 ☎335-4101